

各務原市重層的支援体制整備事業実施計画

令和 7 年度（2025 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

令和 7 年 4 月 1 日 施行

目次

1. 計画策定の背景・目的	p.1
2. 計画の位置付け	p.2
3. 実施する事業と実施体制	p.3
(1) 包括的相談支援事業	p.5
(2) 多機関協働事業	p.7
(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	p.8
(4) 地域づくり事業	p.10
(5) 参加支援事業	p.11

1. 計画策定の背景・目的

我が国の福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、専門的支援体制の構築を進めることで、その充実を図ってきました。本市においても国の方針と協調し、属性に応じた福祉施策を展開してきました。

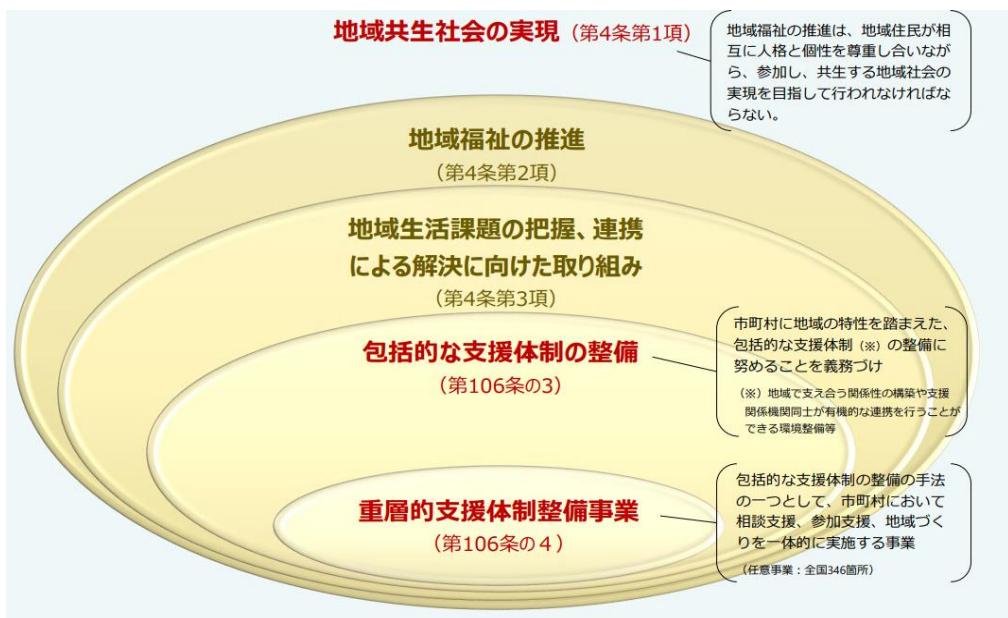
一方で、社会のあり方は変化を続けており、少子高齢化や人口減少社会といった大きな課題に加え、社会的な孤独・孤立、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、既存の支援制度の対象となりづらいケースや分野をまたぐ複合化した課題への対応が求められるなど、地域福祉を取り巻く環境は多様化かつ複雑化しています。

このような中、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」とされており、「地域共生社会」の実現を目指す方針が示されました。

その実現のため、本市では「地域福祉計画」を策定し、市民や地域団体、事業者、市社会福祉協議会、行政等の主体が連携して地域課題の解決に取り組んでいるほか、地域福祉計画を上位計画として「高齢者総合プラン」や「障がい者スマイルプラン」、「子どものみらい応援プラン」、「元気プラン21（健康増進計画）」などの専門分野ごとの計画を策定し、施策を推進しています。

令和2年に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）に基づく社会福祉法の一部改正により、令和3年4月より地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的な支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が設立されました。

本計画は、地域共生社会の実現に向けて、国の制度に準じて、市独自の「重層的支援体制整備事業」を実施するにあたり、地域福祉計画との整合を図り、効果的・効率的に事業を推進するためにその実施方針を定めるものです。

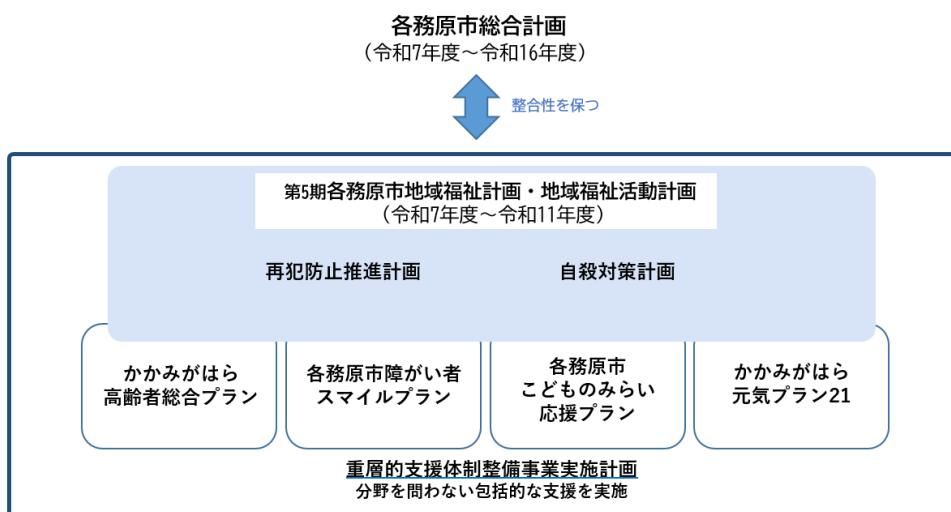


出典「包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の課題と今後の方向性について」(厚生労働省)

2. 計画の位置づけ

本計画は、「各務原市総合計画」の将来都市像「もっとみんながつながる 笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」の実現に向けて、「第5期各務原市地域福祉計画」に定める「重層的支援体制整備事業」を具体化するために、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、その実施体制や実施事業を定める計画です。

具体的には、高齢、障がい、子ども・子育て、困窮などの分野を問わず、複雑化・複合化した課題に対する包括的な支援に向けた関係部署・機関の連携や、ひきこもりなどの支援が届きづらい層に対する支援に関するアプローチの方針を定め、本市の重層的支援体制の方針や実施内容を明確にします。



3. 実施する事業及び実施体制

本市の重層的支援体制整備事業では、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、複雑化・複合化した課題の解決を目指します。

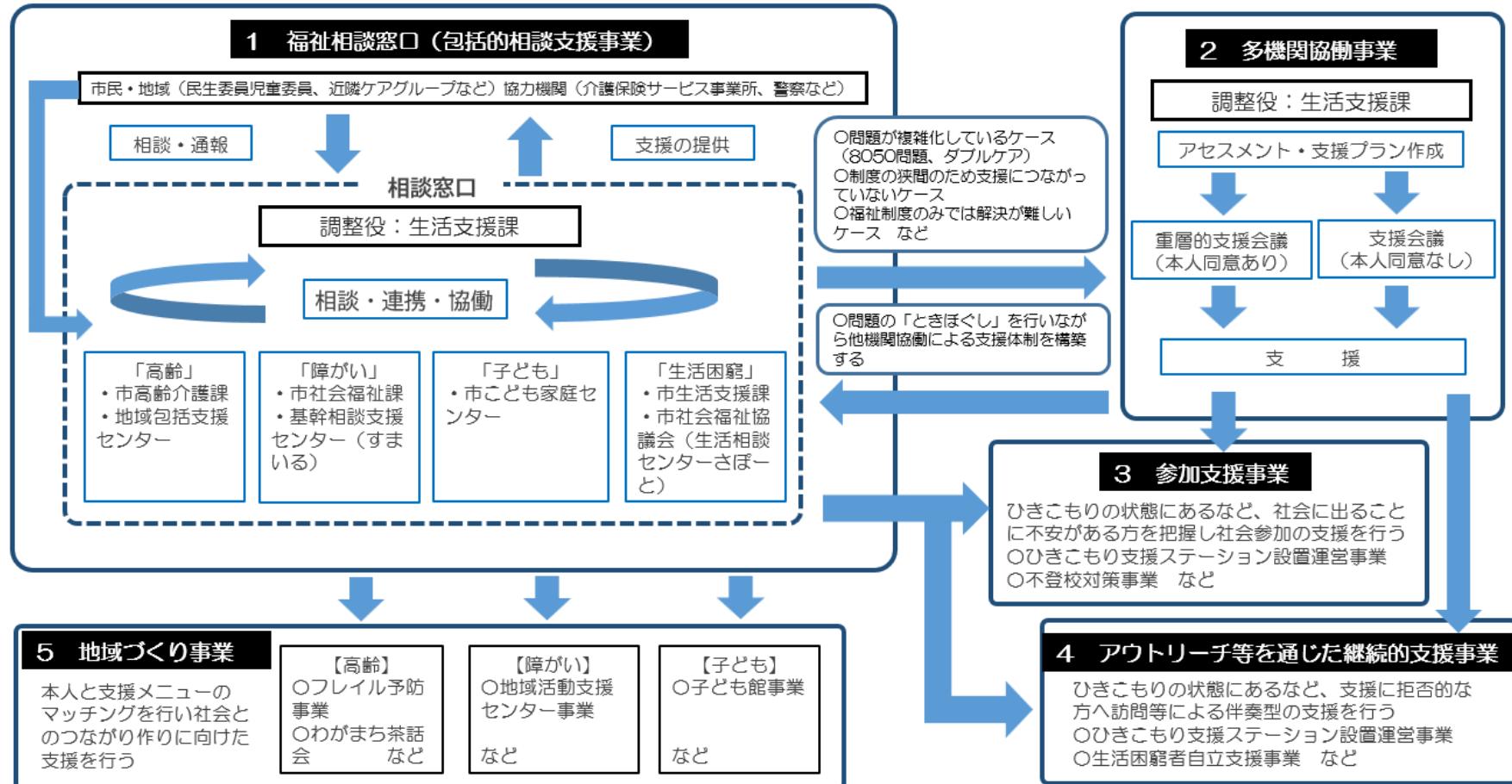
具体的には、高齢や障がい、子ども・子育て、困窮などの分野や属性を問わず、複数の分野にまたがる困難や課題に直面している市民やその家族を支援対象者として捉え、各分野の部署や支援関係機関等が連携して支援を行うことで個別分野だけでは対応が難しい個別ケースへの包括的な支援を実施します。

また、本事業を展開する中で、必要に応じて既存施策の見直しや事業の新設を検討し、支援対象者の抱える困難や課題に合わせた事業を展開します。

複雑化・複合化した課題の一例

8050問題 <ul style="list-style-type: none">✓ 80代の親と50代の子の世帯✓ 親は認知症、要介護状態✓ 子はひきこもり、精神疾患疑い✓ 年金生活のため、生活困窮のリスクがある <p>関係機関・施策の一例</p> <div style="background-color: #ff9933; padding: 5px; color: white;"><p>介護保険事業、認知症施策(高齢介護課) ひきこもり支援、生活困窮者支援(生活支援課) 障がい福祉(社会福祉課)</p></div>	ヤングケアラー <ul style="list-style-type: none">✓ 家族の介護に追われる若者✓ 年齢や成長の度合いに合わない負担✓ 就学への影響や孤独・孤立化✓ 世帯の貧困や精神疾患等の影響 <p>関係機関・施策の一例</p> <div style="background-color: #339966; padding: 5px; color: white;"><p>母子支援(こども家庭センター) 孤独・孤立対策、生活困窮者支援(生活支援課) 学校での相談・居場所(学校教育課) 障がい福祉(社会福祉課)</p></div>	虐待・DV <ul style="list-style-type: none">✓ 高齢の親への暴力✓ 障がいを持つ子への暴力✓ 配偶者への暴力✓ 介護疲れや精神が不安定であること等が原因 <p>関係機関・施策の一例</p> <div style="background-color: #336699; padding: 5px; color: white;"><p>高齢者虐待(高齢介護課) 障がい者虐待(社会福祉課) 児童虐待・母子支援(こども家庭センター) DV支援(生活支援課)</p></div>
--	--	---

各務原市における重層的支援体制整備事業体制図



（1）包括的相談支援事業

高齢、障がい、子ども・子育て、困窮分野の各相談支援事業者が、包括的に相談を受けとめ、課題整理や必要な情報提供を行うとともに、他の支援機関等との連携した支援の実施等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。さらに本市では「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「困窮」の4分野に含まれない「女性相談」についても包括的相談支援の一つとして位置づけ、対応していきます。

また、各窓口で受け付けた相談案件のうち、個別の専門分野で解決できない案件や、既存のネットワークのみで解決が難しい案件に対して、「多機関協働事業」を通して、分野を超えた連携ができるよう体制を整えます。

【包括的相談支援事業実施機関】

ア 地域包括支援センターの運営【第1号イ】

分 野	高齢
実施機関	地域包括支援センター 7カ所
実施方式	委託(社会福祉法人等)
担 当 課	高齢介護課

イ 障害者相談支援事業【第1号ロ】

分 野	障がい
実施機関	基幹相談支援センター 1カ所
実施方式	委託(社会福祉法人)
担 当 課	社会福祉課

ウ 利用者支援事業【第1号ハ】

分 野	子ども・子育て
実施機関	こども家庭センター
実施方式	直営
担 当 課	こども家庭センター

エ 自立相談支援事業【第1号ニ】

分 野	困窮
実施機関	生活相談センターさぽーと(各務原市社会福祉協議会)
実施方式	委託(社会福祉法人)
担 当 課	生活支援課

才 女性相談・女性支援

分 野	女性
実施機関	生活支援課(寄り添い支援係)
実施方式	直営
担当課	生活支援課

【図1 各務原市の体制整備(事業実施機関と担当課)】

相談分野（関係法令等）	事業実施機関	担当課（係）
高齢 ・介護保険法に基づく包括的支援事業第115条の45第2項から第3号までに掲げる事業（イ） ・高齢者虐待防止法に係る相談業務 等	地域包括支援センター	高齢介護課 (高齢福祉係)
障がい ・障害者総合支援法第77条第1項第3号に掲げる事業（ロ） ・障害者虐待防止法に係る相談業務 等	基幹相談支援センター	社会福祉課 (障がい支援係)
子ども・子育て ・子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業（ハ） 等	こども家庭センター	こども家庭センター
困窮 ・生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業（ニ） 等	生活相談センターさぽーと	生活支援課 (生活福祉係)
その他 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ・高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法に係る緊急対応	生活支援課 (寄り添い支援係)	生活支援課 (寄り添い支援係)

(2) 多機関協働事業

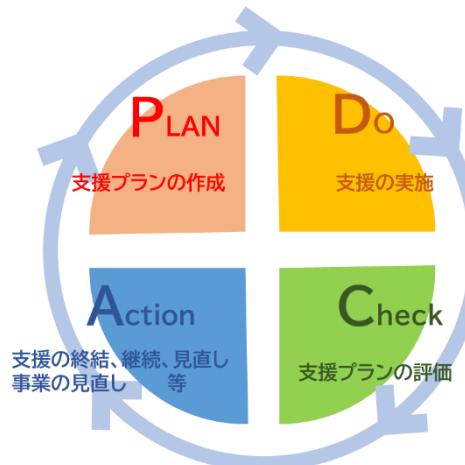
各相談支援機関等が受けた複雑化・複合化した課題に対して、既存の支援関係機関同士のネットワークでの対応が難しい場合は、多機関協働事業者が複雑化している課題を紐解き、整理を行った上で、整理した課題ごとに有効な支援施策や支援関係機関へ繋ぎます。

多機関協働事業者は、事業を適正に実施するため、対応案件ごとに支援内容を整理し、支援関係機関等と連携して「支援プラン」を作成します。

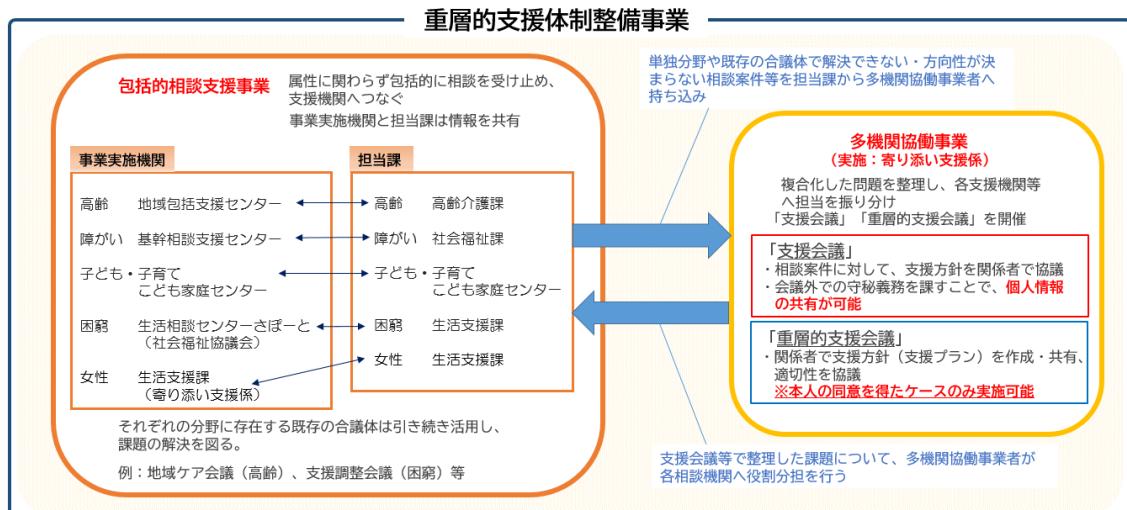
「支援プラン」は、支援対象者同意のもと、支援対象者の現況や抱える困難・課題を踏まえて、どのような支援施策を活用するのかを決定するもので、関係部署や機関等と調整を重ねながら作成します。作成された「支援プラン」は、「重層的支援会議」にて支援関係者がその適切性を協議した上で、実際の支援に移行します。

支援を開始して一定程度の期間が経過したタイミングや支援終了後には、「重層的支援会議」にて「支援プラン」の評価を行います。評価では、実施した支援内容の適切性を判断するほか、必要に応じて、支援継続の必要性や支援施策自体の見直しに繋げるなど、評価後のアクションに繋げます。

また、支援関係機関等と調整した結果、多機関協働事業者が関わらないこととなったケースや、支援プランの作成に至らなかったケースに対しても必要に応じて関係する支援関係機関と調整ができるよう普段から連携できる体制を整えることで、切れ目のない包括的な支援体制を構築します。



【図2 包括的相談支援事業と多機関協働事業の位置付け】



（3）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

課題や困難を抱える人の中には、支援が必要な場合であっても様々な要因から支援が届かない人がいます。例えば、社会的に孤立している場合や、本人が課題として認識していない場合、自暴自棄（セルフネグレクト）で生きることに対する意欲が喪失している場合など、本人や家族から支援関係機関へのアプローチが難しいケースが考えられます。

必要な支援を受けられることで、抱える課題や困難がさらに複雑化し、長期化する恐れがあるため、行政や関係機関等からアプローチし、支援に繋げる必要があります。

困難ケースの内容や状況によっては、アプローチした時点で、すでに短期での解決が難しい場合も想定されることから、長期的、伴走的な支援も視野に入れた支援とする必要があります。

そこで、積極的に支援を届けるためのアプローチ（掘り起こし）を行うとともに、繋がりを維持して信頼関係を築きながら支援を継続（伴走的支援）することで、困難の段階に応じた支援や本人の希望や意志に沿った継続性のある支援の実施を目指します。

また、例えば、子ども・子育て分野では、妊娠時や出産後の早い時期に、保健師や訪問スタッフが訪問し、相談や体調の確認を行いながら、必要に応じて伴走的なフォローに繋げるなど、すでにアウトリーチ等を通じた継続的な支援に類する施策も展開しています。

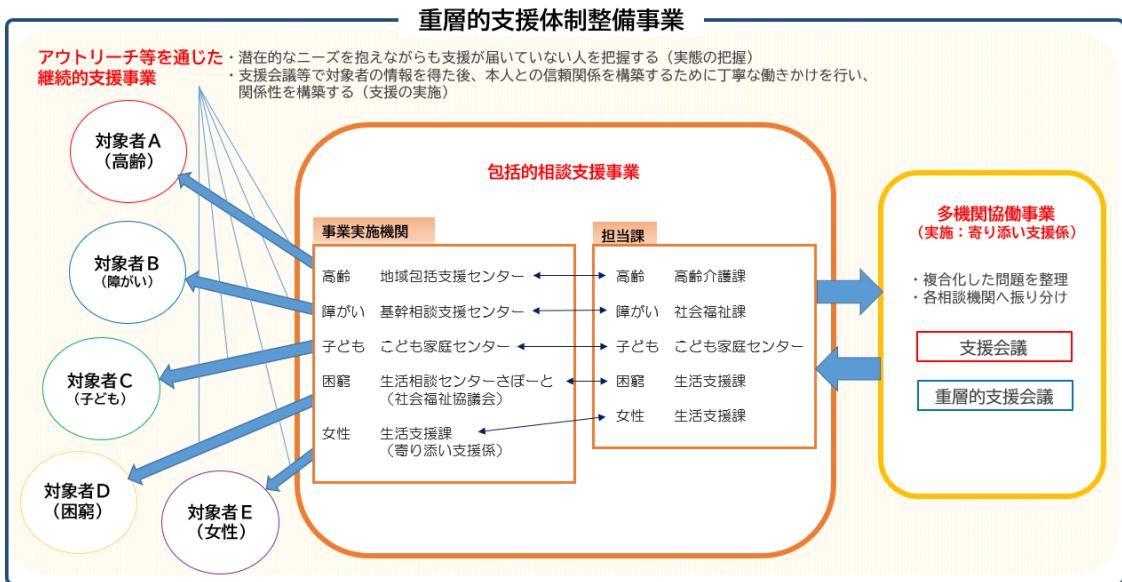
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施にあたっては、それらの既存の支援施策や支援関係機関・団体とも連携することで本市が有する地域資源を活用しながら事業に取り組みます。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に含まれる主な事業】

事業の名称	分野	事業概要	実施方式	担当課
ひきこもり支援ステーション設置運営事業（新規）	困窮	ひきこもり等により、望まない孤立・孤独状態にある人やその家族に対して継続的にアプローチを行い、抱える困難・課題の解消を図る	委託	生活支援課
赤ちゃん訪問事業	子ども・子育て	出生後数カ月以内の家庭を訪問し、発育状況等を確認 必要に応じて、伴走的に支援	直営	こども家庭センター
出産・子育て応援ギフト	子ども・子育て	子育て世代への給付金配布に合わせて、出産時や養育時の家庭を訪問し、発育状況等を確認 必要に応じて、伴走的に支援	直営	こども家庭センター
要援護高齢者見守り事業	高齢	地域包括支援センター職員が高齢者宅を訪問、見守りを実施	委託	高齢介護課

包括的相談支援事業 実施機関 ((1) 参照)	—	対象世帯の実態把握及び役割に 応じた支援を実施	直営 委託	—
----------------------------	---	----------------------------	----------	---

【図3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の位置付け】



（4）地域づくり事業

複雑化・複合化した困難を抱える人が社会参画し、地域の中で暮らしていくためには、行政や支援関係機関等のみでなく、地域においても、支援を必要とする人を受け入れて支え合うことのできる姿勢や体制を整えることが重要です。本事業では、地域主体の活動等を通じて、課題や困難を抱える人やその家族などが地域社会で安心して生活できる環境を整えることを目的に、地域活動の活性化に向けた支援に取り組みます。

具体的には、社会福祉法第106条の4第3項に基づく各事業の実施や拠点整備に取り組み、地域において活動の場や交流の場の提供、それらの活動を側面的に支援することで、地域共生社会の実現を目指します。

また、行政以外の地域主体による活動や交流の場の提供についても、地域づくりに資する地域資源として把握や連携に努めます。

【地域づくり事業に含まれる主な事業】

事業の名称	分野	事業概要	実施方式	担当課
地域介護予防活動支援事業 (一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの)	高齢	介護予防教室やフレイル予防に係る取組の実施、事業に係るセンターの育成等を実施	直営	高齢介護課 健康づくり 推進課
生活支援体制整備事業	高齢	高齢者の生活支援・介護予防の基盤の整備を進めていくことを目的とし、地域におけるサービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う	委託	福祉政策課
地域活動支援センター事業	障がい	精神障がい者の日常生活や社会生活での自立を支援するため、市内の事業所において、生産活動や創作活動、社会交流の場を提供	委託	社会福祉課
地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て	子育て世代の交流を図るため、各子ども館にて交流の場を提供し、子育て世代同士のサークル活動支援や相談対応を実施	直営	こども政策課
ひきこもり支援ステーション設置運営事業（新規）	困窮	ひきこもり状態の人などが、気軽に集まることのできる居場所づくりを実施	委託	生活支援課

（5）参加支援事業

参加支援事業では、望まない孤独・孤立状態にある人などに対して、社会とのつながりを回復し、社会参画を促すための支援を実施します。

具体的には、社会参画に資する就労支援やコミュニティなどの既存の地域資源と、社会参画を望む支援対象者のマッチングに取り組みます。

すでに本市では、学校への通いづらさを感じている児童・生徒に対する相談や居場所づくり（教育支援センター「すてっぷ」、「あすなろ教室」）や、生活困窮者等の就労を促す「就労準備支援事業」など、社会参加を促す取り組みを展開していますが、一方で、社会との繋がりが希薄となっている孤独・孤立状態にある人にとっては、それらの地域資源を自ら探し、参加する或いは活用することは難しい場合もあります。そこで、支援対象者の状況やニーズを踏まえて適切な支援施策をピックアップして、その繋ぎ役を担う「参加支援事業」を実施することで望まない孤立・孤独状態に陥る人の支援に取り組みます。

参加支援事業の実施にあたっては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による伴走的な支援から、参加支援へ移行するケースも想定されるため、特に両事業については密接な連携を図り、切れ目のない支援が実施できる体制を整えます。

【参加支援事業に含まれる主な事業】

事業の名称	分野	事業概要	実施方式	担当課
ひきこもり支援ステーション設置運営事業（新規）	困窮	様々な理由から社会参加ができない人に対して、就労支援や創作活動等を行う施策や団体など、社会参画を促す既存施策とマッチングする	委託	生活支援課
教育支援センター	子ども・子育て	学校に行きづらさを感じている児童生徒の居場所づくり・社会的自立の支援	直営	学校教育課
就労準備支援事業	困窮	生活困窮者等に対し、市社協が公共職業安定所や地域の民間企業と連携して就労支援を実施。協力企業にて短時間の勤務を重ねながら就労へ繋げる等、段階的な支援も実施	委託	生活支援課

【図4 参加支援事業と地域づくり事業の位置付け】

